

令和3年4月1日

医療法人社団青樹会青和病院 一般事業主行動計画

当法人は、職員一人一人が、その能力を遺憾なく発揮し、仕事の生活の調和(ワークライフバランス)を図るとともに働きやすい職場環境を保てるため、次世代育成支援対策推進法に基づき、次の行動計画を策定したのでここに公表する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 計画内容

- ① 妊娠中の職員、子育てを行う職員、親の介護を行う職員等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境(勤務体制)を整備する。
 - ・妊娠中や出産後の職員の健康を確保する。
 - ・育児休暇を取得しやすい職場環境、及び育児休暇から復帰する職員の、復帰後の勤務環境を整える。
 - ・子の看護休暇を時間単位で取得できる。
 - ・育児・介護休業法に基づく育児休業等の広く院内周知する。
- ② 働き方の見直しに資する多様な労働条件(勤務スタイル)の整備
 - ・時間外労働時間ゼロ、又はゼロに近づけるための環境・体制づくりを行う。
 - ・年次有給休暇取得の促進。
 - ・短時間正職員制度の定着。
 - ・性別に基づく固定概念を是正のための推進と情報提供を行う。
- ③ その他、次世代育成支援対策に関する事項の整備

3. 周知方法 当ホームページ及び院内掲示

令和4年4月1日

医療法人社団青樹会青和病院 一般事業主行動計画
～女性活躍推進法～

当法人は、女性職員仕事の生活の調和(ワークライフバランス)を両立しつつ、さらなる活躍を推進していくため、改正女性活躍推進法に基づき、次の行動計画を策定したのでここに公表する。

4. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

5. 目標と取組内容

目 標 女性職員の平均勤続年数を現在の7.6年から1.4年以上伸ばす

取組内容 産休や育休、介護休暇、職場復帰後の時短勤務ほか、就労と家庭生活を両立できる支援制度があることを令和4年4月から再周知と啓蒙をはかる。